

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 令和4年7月19日（火）午前8時53分～午前9時46分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長            副市長            教育長            企画財政部長  
          総務部長        市民生活部長    福祉保健部長    子ども家庭部長  
          環境部長        都市建設部長    議会事務局長    教育部長
- 幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長            これより庁議を開催します。審議事項1「令和3年度各部の方針の取組状況について」の説明をお願いします。

部 長            7月12日庁議後にいただいた各部からの意見を踏まえ、令和3年度の各部の方針の取組状況を取りまとめました。細かな文言修正や言い回しの変更はありますが、内容に変更はありません。本日の庁議で了承いただければ、広報こまえ8月1日号及び市ホームページで公表する予定です。

市 長            特に意見等なければ、案のとおり決定します。続いて、審議事項2「狛江市都市計画マスタープラン・立地適正化計画（案）に関するパブリックコメント及び市民説明会の実施について」の説明をお願いします。

部 長            6月21日庁議にて報告した両計画の変更点及び修正点を中心に説明します。資料11ページ及び12ページを御覧ください。情報が多く、理解しにくいとの意見もあり、構成を改めました。第1章については、両計画と各章の関連性を示しています。第2章は、現状整理をしていますが、多くのデータを参考資料として巻末へ移動させ、概要のデータを示しています。都市計画マスタープランの核となる第3章へたどり着きやすくしました。第4章及び第5章において都市計画マスタープランに関すること、第6章及び第7章において立地適正化計画に関することをまとめた構成に変更しました。（9）行財政について、出典を財政のあらましとし、最新データを反映の上、経年変化がわかりやすい棒グラフへ変更しました。都市計画マスタープランとして大切である将来都市構造図については、A4からA3に拡大し、折り込みとしました。都市機能ごとに必要とする役割と対象施設を示した表の記載内容について、表中の機能区分が文化と記載している欄の対象施設に関する記述を、体育施設、古民家園等に修正しました。同様に、表中の対象施設の記述についても修正しています。また、それぞれの誘導施設設定の考え方は、古

民家園等については「市内の貴重な歴史資源や歴史を伝える場として維持を図る」とし、体育施設については「運動を通じた健康増進の機会を創出する場として、狛江市民総合体育館等をはじめとした立地を図る」と記述します。防災指針の検討において災害ハザード情報の収集整理を行っていますが、参考資料として巻末に示すこととしました。東京都防災会議から示された首都直下地震等による東京の被害想定を計画に反映するため、災害ハザード情報として震度分布を追加し、都市情報である建物分布と重ね合わせ分析の視点を追加しました。災害リスクごとに想定される防災上の課題について、災害リスクごとに対象区域を分けて課題整理を行うよう修正を行いました。また、地震によるリスクについて建物倒壊、火災焼失の場合に分け、課題の整理を行いました。

地域のコミュニティとまちづくりをどのようにリンクさせるのか示すこと、という意見をいただいたので、記述部分について紹介します。第3章本市が目指すべきまちづくりにおいては、「市民参加・市民協働」のまちづくりの視点から、将来都市像を実現するための目標として、「ともに創り未来へつながる市民参加・市民協働のまち」を掲げ、「住宅・住環境の方針」においては、町会や自治会と連携し、市民等が主役となり暮らしやすいまちづくりの推進を目指し、地区まちづくり構想等の実現に向けて検討できるよう取組を進めていくことを記述しています。このほか、市民参加・市民協働による多様なまちづくり活動に関するコラムを掲載し、具体的な活動を紹介しています。

今後のスケジュールについては、各部において内容確認いただき、意見等があれば、7月26日正午までにまちづくり推進課へ連絡してください。各部からの意見を踏まえ再度庁議に諮り、令和4年8月8日から9月6日までパブリックコメントを実施したいと考えています。パブリックコメント実施期間中は、YouTubeの市公式動画チャンネルにて説明動画を掲載するほか、8月21日に市民説明会の実施や8月22日から30日まで市役所2階ロビーにおいてパネル展示を行う予定です。パブリックコメント後のスケジュールとしては、必要な修正を行い、改めて審議の上、11月末頃に都市計画審議会に諮問し、12月頃に公表をしたいと考えています。

市長 町会・自治会との連携や市民協働等については所管部との調整をしてください。特に意見等なければ、次回以降の庁議において継続審議とします。

次に、報告事項1「ハラスメントに関する相談件数等（令和3年度）について」を報告してください。

部長 5月31日庁議において報告しましたが、令和3年と比較し相談件数が増加したことから、増加理由等も含めて改めて報告します。まず、ハラスメン

トに関する相談件数についてです。こちらは、ハラスメントの種別を6項目別にし、内部相談窓口と外部相談窓口の相談件数をそれぞれ記載しています。相談があったのは、まず、セクシャル・ハラスメントで、外部相談が1件ありました。こちらは市への対応の求めがあったものの、相談者と行為者が匿名であったため直接対応することができませんでしたが、職員全体にはハラスメント研修を実施することで対応しました。パワー・ハラスメントは、内部相談が4件、外部相談が9件の合計13件ありました。13件のうち内部相談の4件と、外部相談のうち5件については、相談者から市へ対応の求めがあり、要望に応じた対応を行いました。他4件については、対応の求めがありませんでした。その他、外部相談窓口に「その他ハラスメント」が1件、「その他（ハラスメントに含まれない問題）」が3件相談がありましたが、市への対応の求めはありませんでした。外部相談窓口については、委託業者の設定する分類上モラル・ハラスメントに関する項目がなく、パワー・ハラスメント等のその他の項目に集計されるため、ハイフンとしています。狛江市ハラスメント苦情処理委員会の開催に至る案件はなかったため、ハラスメント行為による懲戒処分もありませんでした。

相談件数が増加している理由については、人事院が発表していますが国家公務員も苦情相談が多く、その要因としては限られた人員で求められる行政サービスが増え、勤務環境が厳しくなっていると言われていたことが挙げられます。狛江市の傾向としては、4月から9月までの上期に相談が多く寄せられています。また、市としては特にハラスメント防止の取組のみならず、ハラスメント等の悩みを職員が1人で抱え込むことのないよう、内部・外部相談窓口等の周知を積極的に進め、会計年度任用職員も含めた全職員に令和3年7月の給与明細にハラスメント相談窓口の案内カードを配布したことも上期に相談件数が大きく増加した要因ではないかと考えています。そのため、相談件数が令和3年度より増加したこと自体は望ましくありませんが、外部相談窓口が有効に機能しているとも考えています。令和4年度は9月にハラスメント相談の分野の専門家である講師をお招きし、管理者及び一般の職員向けにハラスメント防止研修を実施予定です。指導する側・される側ともに正しいハラスメントの認識を持っていただき、ハラスメント防止により一層取り組んでいきます。

なお、件数の公表については、5月31日付けの庁議報告をもって、広報こまえ7月1日号及び市ホームページで行ったところです。

市 長 本件について、質問等ありますか。

部 長 外部相談窓口に相談があった内容について、シチュエーション等の報告はないのでしょうか。

部 長 相談者が対応を求めている場合は詳細な状況の報告等はなく、分類上での件数の報告のみとなっています。状況等不明のため、当事者等とのヒアリングはできておらず、全体に向けた注意喚起のみとなっています。

市 長 状況が分からなければ、それに応じた対応は難しくなってきます。問題に対して適切な対応ができないと相談件数のみが増えてしまう可能性もありますので、何に対する注意が必要なのかという点について、苦情処理員会での処理を含め、検討してください。続いて、報告事項2「令和元年東日本台風（台風第19号）に伴う浸水被害への市の取組に関する市民説明会について」を報告してください。

部 長 7月28日から31日に開催予定の市民説明会資料についての説明します。最初に羽毛下(はけした)・根川雨水幹線流域(六郷排水樋管に流入する流域)についてです。こちらは調布市と合同で説明会を行うため、調布幹線流域の内容も合わせて記載しています。1. これまでの説明経過では3回の市民説明会を開催した経過を説明しています。2. 令和元年東日本台風(台風第19号)の概要では多摩川が観測史上最高水位となった台風の概要を説明しています。3. 最終報告の概要では、浸水シミュレーションを使って浸水のメカニズムと被害軽減の対策の考え方を示した令和2年の浸水原因究明最終報告の内容を説明しています。4. 再度災害防止に向けた浸水対策(ハード対策)では、今回の説明会の中心的な項目である浸水原因究明の最終報告後に検討してきた中長期的な対策施設の内容を説明しており、中長期的な対策を検討するために行うシミュレーションの前提条件です。対策の目標レベルは「浸水の解消」としました。対象降雨は令和元年東日本台風(台風第19号)の実績降雨、多摩川の水位は多摩川緊急治水対策プロジェクトで国土交通省による河道掘削による水位低下の効果を見込み、東日本台風と同程度の降雨であっても実績よりも水位が下がるとして、計画高水位としました。また、令和2年度に見直した樋管操作規則に基づき最適操作とすること、根川第1雨水幹線への逆流防止ゲート設置は工事を現在進めているため、設置完了していることを前提としました。多摩川の河道掘削、樋管操作規則の見直し、逆流防止ゲートを設置した結果、根川地区センター辺りで最大1m50cmを超えていた浸水深が1mに低下しています。調布市の最終報告ベースのA案と新たに検討したB案を比較しています。A案は、根川地区センター北側にポンプを設置し、根川第2雨水幹線から根川雨水幹線に排水、そして根川雨水幹線が溢れないよう幹線の水路壁を嵩上げして多摩川へ自然に流下させます。これに西和泉グラウンドに設置する貯留施設を組み合わせることで浸水を防ぐ案です。B案は、根川雨水幹線にポンプゲートを設置し、多摩川に強制排水することを基本としています。ポンプゲートのみでは能力が不足する

ため、根川公園の地下に定置式ポンプを設置する案です。A案の詳細な説明です。①逆流防止ゲートは根川雨水幹線と多摩川から根川第1雨水幹線への逆流を防止するために根川第1雨水幹線に設置します。②定置式ポンプは根川第1雨水幹線系統に滞留した雨水を根川雨水幹線に排水するポンプで、根川地区センター北側に設置します。③水路壁は、雨水を自然流下で多摩川に排除するために根川雨水幹線を2m嵩上げするものです。④貯留施設は樋管ゲート閉鎖時に根川第2雨水幹線から水を引き貯留することで浸水を低減させるもので、西和泉グラウンドに設置する案です。A案のシミュレーション結果です。浸水は解消されますが、対策施設の設置に伴う根川雨水幹線の水位上昇により、上流側で流域下水道に雨水が逆流する現象が発生することが判明しました。B案の詳細な説明です。①逆流防止ゲートについては根川雨水幹線と多摩川から根川第1雨水幹線への逆流を防止するために根川第1雨水幹線に設置します。これはA案と同じです。②ポンプゲートは多摩川から根川雨水幹線への逆流を防止しながら、根川雨水幹線から多摩川に雨水を排水するもので、樋管のように上下するゲートにポンプが直接取り付けられているものです。毎分150 m<sup>3</sup>のポンプを2台根川雨水幹線に設置します。③定置式ポンプはポンプゲートを補うために設置するもので、毎分180 m<sup>3</sup>のポンプを1台設置します。ポンプゲートと合わせ、毎分480 m<sup>3</sup>の排水量となります。

なお、定置式ポンプは根川公園の敷地内に設置しますが、地下に設置するため、上部は公園として引き続き使用できるようにします。④連絡管は根川第2雨水幹線の雨水を根川雨水幹線に流すことにより、浸水区域の水を根川雨水幹線を経由して、多摩川へ排水する経路を作るものです。こちらは根川地区センターの北側に地下配管で連絡させます。B案のシミュレーション結果となり、浸水は解消しています。A案及びB案の評価結果となります。A案については、根川雨水幹線の水位上昇により、根川雨水幹線上流の雨水吐(はけ)から汚水を流す幹線である流域下水道に逆流する現象が発生する問題があることから実現性がなく、**一方でB案は**実現性があり経済性や生活環境への影響の点でも優れていることからB案を採用案としました。B案の対策施設を根川雨水幹線に沿った断面で説明するものです。ポンプにごみが入らないようにする除塵機を通し、ポンプゲートで吐出(はきだし)水槽に排水します。吐出水槽に排水された水は水面を持ち上げて高い水位となり、多摩川との水位差を利用して多摩川に水を押し出す仕組みとなります。現段階で想定している整備スケジュールを表しています。令和4年度は説明会でいただく意見を踏まえて事業計画を決定するとともに予備設計を行います。令和5年度に基本設計、令和6年度に詳細設計、令和7年度から工事に着手し、

令和 10 年度までに完成することを見込んでいます。

なお、当該スケジュールは設計を行っていない段階でポンプ規模から標準的な期間を見込んで作成したもので、今後の設計作業を踏まえて実際のスケジュールは絞り込んでいきます。中長期対策として行うポンプ施設の関連費用は概ね 20 億円を見込んでいます。5. 浸水被害軽減に向けた取組では台風被災後に取り組んできたもの、これから行うもの、4 で説明しなかったものについて網羅的に説明しています。そして、6. 質疑応答を行い、質疑応答の時間内で質問しきれなかったものについては7. 意見募集で意見を募り、説明会を終了することとしています。

続いて多摩川雨水幹線流域（猪方排水樋管の流域）を御覧ください。先ほどの六郷排水樋管と重複しますので、4. 中長期的な浸水対策（ハード対策）について説明します。中長期的な対策を検討するために行うシミュレーションの前提条件です。六郷と同様に対象降雨は令和元年東日本台風（台風第 19 号）の実績降雨で、多摩川の水位は実績水位としました。シミュレーションケースとして 5 つのケースを明示しています。ケース 1 は樋管のゲート操作を含めて、台風第 19 号の再現としています。ケース 2 は樋管のゲート操作について、逆流を防止する最適操作としたもので対策のベースとなるものです。ケース 3 は対策を貯留施設とし、現実的に設置できると見込まれる最大規模の貯留量としています。ケース 4 は対策をポンプ施設とし、ポンプ規模を毎分 300 m<sup>3</sup>としたものです。ケース 5 はポンプ施設ではありますが、樋管をポンプゲートに改築するものとなっています。ケース 1 は令和元年東日本台風時を再現したものです。最大 75 cm を超える浸水があり、浸水区域が広範囲に広がっています。ケース 2 は樋管ゲートの最適操作を行ったケースです。浸水は低減していますが、最大浸水深は 50 cm を超えています。ケース 3 は貯留施設案です。50 cm 未満の浸水が残っています。ケース 4 はポンプ施設案となり、浸水は解消しています。ケース 5 は樋管ポンプゲート案です。こちらも浸水は解消しています。対策施設を検討したケース 3 からケース 5 までの 3 ケースを比較しています。ケース 3 貯留施設案については設置できる最大規模の貯留容量でも浸水が解消できません。ケース 5 樋管ポンプゲート案は暗渠構造のためポンプがごみを吸い込まないようにする除塵機の設置スペースがありません。また、工事中に仮排水を行うため、ポンプゲートを新設し、既設樋管を撤去する必要があること、樋管前面にある緊急用河川敷道路の横断橋梁の移設も必要となること、樋管新設・撤去時に緊急用河川敷道路の切り回しが必要となること、渇水期のみの施工となるため施工期間が長くなることから実現性がないと評価しました。一方でケース 4 は浸水を解消でき、ポンプ設置が可能であることからケース 4 を採用することとしま

した。対策施設の平面的なイメージです。多摩川雨水幹線から雨水を取り入れ、除塵のためのスクリーン施設を設置し、ポンプにて吐出水槽に排水します。ここから圧送管を通して多摩川雨水幹線に新たに設置するフラップゲートの下流に放流することで多摩川への排水を行います。先ほどの流れを断面図で表したものです。対策施設を立体的にイメージしたものです。ポンプは地下に設置しますが、スクリーン、吐出水槽、操作機器等を取める建屋は地上施設となるものです。ポンプ施設は用地の取得が前提となります。猪駒通り下にある多摩川雨水幹線から取水する関係上、幹線から遠くなく、水量が集まる下流部として図の着色範囲にてポンプ用地を選定します。現段階での整備スケジュールを表しています。用地の取得について、令和5年度に目途が付いたと仮定して、令和5年度に事業計画を決定します。令和6年度に基本設計、令和7年度に詳細設計、令和8年度から工事に着手し令和10年度に完成となります。用地の取得が見込み通りに進むこと、設計を行っていない段階での標準的な期間を見込んで作成したもので、実際のスケジュールは今後調整していくこととなります。また、中長期対策として見込むポンプ施設の関連費用はポンプの設置場所によって大きく変動し、下流側とした場合の概ね14億円から上流側の場合の24億円までの範囲を見込んでいます。六郷、猪方排水樋管ともに令和元年東日本台風による浸水被害を再度発生させない中長期計画として説明します。

なお、六郷排水樋管関係は調布市と合同開催となっているため、調布市と最終的な調整を行った上での内容確定となります。また、猪方排水樋管関係についても六郷排水樋管と合わせて記載内容を揃えていきます。

- 市長 参加申込人数は何人ですか。
- 部長 全4日間の日程となっていますが、7月28日は定員100人のうち17人、29日は定員110人のうち42人、30日は定員110人のうち44人、31日は定員100人のうち27人の申込みがありました。
- 副市長 猪方排水樋管の排水量について、ポンプのイラストが2個ありますが、150t×2ということでしょうか。
- 部長 そのとおりです。記載を修正します。
- 市長 続いて、報告事項3「プラスチックごみ分別収集に関する市民説明会実施結果の報告について」を報告してください。
- 部長 5月31日の庁議で審議いただいたプラスチック類ごみの分別収集案について周知するため、市民説明会を実施しました。説明会は5回実施し、日時、会場及び参加人数については資料のとおりです。内容は、1. 分別収集の開始時期、2. 対象とするプラスチック類、3. 収集頻度、4. 指定収集袋の種類及び価格についての4点について説明しました。説明会でいただいた意見

は 58 件あり、内訳としては、対象となるプラスチックの種類や出し方が 13 件、袋が 1 種類になることについて 8 件、指定収集袋の価格が 3 件、その他が 34 件となっています。主な質問については資料 3 枚目を御覧ください。分別回収の対象となるものの確認、汚れている場合の出し方、容器包装プラスチックと製品プラスチックを一緒に出せるか、詳細について改めて説明してもらえるのか等の質問があり、資料右側に記載した回答をお伝えし、納得いただいています。

なお、説明会に出席できなかった方への対応として、説明会で使用した動画と質疑の詳細を、本庁議終了後に市ホームページで公開します。本説明会の結果、分別収集案に対する反対意見がなかったことから、令和 4 年第 3 回定例会において関連予算を要求し、可決後に改めて今回の説明会でいただいた意見を踏まえた説明会を実施する予定です。

市 長            その他ありますか。

局 長            社会常任委員会についてです。7 月 28 日に開催を予定していた社会常任委員会は、特定事件継続調査の都合により行わないことになりました。協議会に報告する案件については、次回の社会常任委員会には延期せず書面での報告としますので、対応のほど、よろしく申し上げます。

なお、広報こまえ 7 月 15 日号に開催予定日を記載していますが、市ホームページにて中止のお知らせを掲載しています。

市 長            他にありますか。

部 長            いかだレースの延期についてです。7 月 17 日に実施予定であった多摩川いかだレースは多摩川の水量の影響等により、7 月 24 日に順延となっています。日程以外の変更はありません。

市 長            他にありますか。

部 長            新型コロナウイルス感染症のみなし陽性者制度についてです。症状がある濃厚接触者が受診した場合に検査をせずとも医者の判断で疑似陽性とみなす、のみなし陽性者制度について、この度の感染拡大を踏まえ、7 月 15 日付けで多摩府中保健所より管内の医療機関及び検査機関宛てに、再開する旨の事務連絡がありましたので、お知らせします。

市 長            他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、7 月 26 日午前 11 時 00 分から開催します。